

**「(仮称)西宮市工場立地法地域準則条例の骨子(素案)」にかかる
意見提出手続(パブリックコメント)の実施について**

西宮市はこのたび、「(仮称)西宮市工場立地法地域準則条例の骨子(案)」をまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。

本条例は、工場立地法が定める基準の範囲で緑地面積率等を緩和し、工場の建て替えや設備更新を促進するとともに、工場の市外転出を防止し、市内の産業振興を図ることを目的とするものです。

【意見募集要領】

1. 意見募集期間

令和6年7月10日(水)から令和6年8月9日(金)まで

2. 意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。(②・③は各コードから該当ページにアクセス可。)

①	書 面	意見書(様式自由)に、氏名、住所、年齢、職業、連絡先(電話番号等)、その他必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 【 郵 送 】 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市商工課あて 【 F A X 】 0798-35-4045 【 窓口提出 】 西宮市役所本庁舎8階 商工課
②	L I N E	市公式L I N Eのメニューから、 [パブリックコメント] → [工場立地法地域準則条例] を選択し、案内に従って必要事項を入力のうえ送信してください。 ※ 市公式L I N Eアカウントの登録([ホーム] → [友だち追加] → [2次元コード] でコードを読み込み)が必要です。
③	インター ネット	市ホームページ(ホームページ画面上部の検索ボックスにページ番号「86837774」を入力)又は右の2次元コードから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえ送信してください。

※障害等の理由により、これらの方法による提出が難しい場合はお問い合わせください。

(裏面に続く)

3. 意見提出ができる人（団体）

意見提出ができる人（団体）	意見書への記入必須事項
西宮市民	氏名、住所
市内在勤者・市内在学者	氏名、住所、勤務先(学校)の名称、勤務先(学校)の所在地
市内で活動している(事業を営んでいる)個人又は団体	【個人】氏名、住所、市内での活動(事業)内容及び場所 【団体】団体名、所在地、市内での活動(事業)内容及び場所

※「意見提出ができる人（団体）」のいずれにも該当しない方（団体）は意見を提出することができません。また、記入必須事項に記入漏れがある場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4. その他

- ・お寄せいただいた意見（要約した内容）は、氏名等の個人情報を除き、市の見解とともに後日公表します。ただし、素案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など市が不適切と判断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はできません。
- ・素案は、市のホームページでも閲覧していただくことができます。

問い合わせ先：西宮市商工課 TEL 0798-35-3169

